

河南町消費生活だより

第34号 令和元年8月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(富田林市役所1階 7番窓口奥)

☎0721 (25) 1000

平日 午前 9時～12時
午後 1時～4時

消費者ホットライン「188」

「悪質商法等による被害にあった」、「ある製品を使ってけがをしてしまった」など消費者トラブルで困った時、全国共通の3桁の電話番号でつながる、消費者ホットライン「188」が平成27年7月より開設されています。

そこで、第34号では、消費者ホットライン「188」について紹介します。



「消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン」

□ 消費者ホットラインとは…

消費生活相談窓口の存在や連絡先を知らない方に、最寄りの消費生活センターなどにつながる全国共通の電話番号で、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

年末年始（12月29日～1月3日）を除き、原則、毎日利用できます。

□ 利用について…

- ・アナウンスに従って、お住まいの郵便番号を入力すると、地域の消費生活センターなどにつながります。

※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話などからはつながりません。

また、相談は無料ですが、ナビダイヤルの通話料がかかります。

□ 相談できる内容は…

- ・契約に関する事業者とのトラブル、悪質商法、訪問販売・通信販売などにおける事業者とのトラブル、製品・食品やサービスによる事故、不適切な表示など



「消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン」

一人で悩まず、気軽に、すぐに相談！

いやや

消費者ホットライン 188 で覚えてくださいね！！

河南町で相談の多い消費者トラブルをご紹介します！！

1. 定期購入のトラブル

お試しのつもりで、ダイエット飲料を購入したが効果がなかった。解約の電話をかけたが、つながらず、次の商品が届いた。定期購入であるとは気づかなかった。



ポイント

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。途中で解約を申し出ても断られるケースや、解約の電話がつながらないといったケースもみられます。広告のページや最終確認画面等で定期購入が条件になっていないか、定期購入期間内に解約が可能かなど、商品を注文する前に契約内容や解約条件についての内容をよく確認するようにしましょう。

2. 新聞購読契約のトラブル

高齢の母がよく分からないまま、数年先からの新聞購読の契約をした。以前から取っている別の新聞もあるため、解約を申し出たが、受け入れられない。

ポイント

勧誘を受けた際は、景品等に惑わされず、必要がなければきっぱりと断りましょう。訪問販売で契約した場合、クーリング・オフが可能です。契約をする場合は、契約期間終了まで購読できるかを十分検討し、長期の契約や数年先の契約は避け、契約書の控えは保管しておきましょう。



「消費者庁イラスト集」より

3. 架空請求のトラブル



「消費者庁イラスト集」より

ポイント

心当たりのない不審なメールやSMS、はがきが届いても、支払いせずに無視するようにしましょう。事業者に連絡をすることで、かえって個人情報を知らせることになるので、絶対に連絡しないようにしましょう。

『河南町消費生活友の会』
— 会員募集中 —

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎ 0721（93）2500 （内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。